

平成25年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年 3月 6日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成25年 3月 6日（水）9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 安部大助 議員 2番 前田芳樹 議員

1、出席議員

1番 安部大助	7番 齋藤昭一	13番 池田賢治
2番 前田芳樹	8番 石田茂春	14番 福田晃
3番 平田文夫	9番 高宮陽一	15番 安部和子
4番 齋藤幸廣	10番 米澤壽重	16番 松森豊
5番 是津輝和	11番 遠藤義光	
6番 小野昌士	12番 池田信博	

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	農林水産課長 佐々木千明
副町長 池田高世偉	下水道課長 村上孝三
教育長 山本和博	建設課長 井川善寿
総務課長 齋藤福昌	水道課長 山崎龍一
会計管理者 村上静夫	総務学校教育課長 岩水守
企画財政課長 大庭孝久	生涯学習課長 大上博人
税務課長 脇田千代志	布施支所長 山川由夫
町民課長 佐々木秋幸	五箇支所長 長田栄
福祉課長 池田茂良	都万支所長 高梨康二
保健課長 井川芳樹	中出張所長 大上一郎
環境課長 浅生久	総務課長補佐 野津浩一
観光課長 吉田誠	企画財政課長補佐 鳥井登
定住対策課長 八幡哲	

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 5人

1、町長提出議案の題目

- 承認第 5号 平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分について
- 議 第 10 号 平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 8 号)
- 議 第 11 号 平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 12 号 平成 24 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 議 第 13 号 平成 24 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 14 号 隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町介護給付費などの支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議 第 24 号 隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 25 号 隠岐の島町新型インフルエンザ等対策本部設置条例
- 議 第 26 号 隠岐の島町町道の構造の技術的基準等を定める条例
- 議 第 27 号 隠岐の島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 議 第 28 号 隠岐の島町の都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

- 議 第 29 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 30 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議 第 31 号 指定管理者の指定について〔隠岐島油槽所〕
- 議 第 32 号 平成 25 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 33 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 34 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 35 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 36 号 平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 37 号 平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算
- 議 第 38 号 平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 39 号 平成 25 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 40 号 平成 25 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 41 号 平成 25 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 42 号 平成 25 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 43 号 平成 25 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 44 号 平成 25 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 45 号 平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から、平成 25 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 8 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 118 条の規定により 1 番:安部 大助 議員、2 番:前田 芳樹 議員を指名いたします。

日 程 第 2、会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間といたしたいと存じます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、会期は本日から14日間と決定いたしました。

日 程 第 3、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

それでは、去る平成24年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等、主なものについてご報告を申し上げます。

新年を迎えた1月6日には、恒例の隠岐の島町消防出初式が挙行され、議員各位出席をいたしました。

消防関係各位におかれましては、不屈の消防精神のもと、常に備えある盤石の消防体制を堅持され、町民の信頼と期待に応えられんことを切望するところであります。

1月7日には、賀詞交歓会が隠岐プラザホテルにおいて開催されました。この交歓会は、町並びに経済団体、事業所などの皆さんが一堂に会し親しく年頭のあいさつを交わし合うという趣旨のもと例年開催されています。

1月18日には、議会運営委員会が開催され、平成25年第1回臨時会の開催について、第1回議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

1月22日から24日にかけて、平成24年度竹島領土権確立隠岐期成同盟会の活動の一環として、国及び県選出国會議員に対し要望活動を実施いたしました。議会からは、竹島対策特別委員会福田副委員長に同行して頂きました。

2月3日には、布施地区で中学生を対象とした立志式が行われ出席いたしました。この立志式は布施の伝統として長く継承され、本年は3名の立志者が「新たな決意」を発表いたしました。

2月6日には、平成25年第1回議会臨時会を開催いたしました。次回の定例会まで議決を要する承認案件2件と工事請負変更契約関係9件、副町長の選任同意など計12件の議案が審議され議決を得たところであります。

2月8日には、全国離島振興市町村議会議長会理事会と第2回総会が東京の全国町村議員会館で開催され出席いたしました。

内容は、会務報告に始まり、規約の一部改正や平成 25 年度事業計画及び予算案について審議いたしました。

総会では、長崎県対馬市議会議長から「国境離島特別措置法(仮称)」の制定に向けての提案がなされました。国境離島の重要性に鑑み、他の離島より更に特化した支援対策による保全及び特殊性を活かした独自の振興を図ることにより、将来にわたって日本国領域の適切な保全につながるとし、特定国境離島地域に 9 島がイメージされ、この中には隠岐島も含まれていました。既に、対馬市議会では国に対し制定に関する意見書を提出しております。本町議会においても検討する必要があると思われました。

2 月 13 日には、島根県町村議会議長会正副会長会議が、松江市のタウンプラザしまねで開催され出席いたしました。

内容は、定期総会の運営等について協議いたしました。

2 月 15 日には、隠岐空港利用促進協議会第 4 回理事会が本庁で開催され出席いたしました。

2 月 19 日には、全員協議会を開催いたしました。主な協議内容は、「平成 25 年度当初予算案の概要について」と、「隠岐の島町の施策課題に対応するための決議」に対する執行部の取り組み経過と、今後の取り組み方針の説明などがありました。その他、隠岐の島町農業公社について、公社職員労働組合との労働争議の斡旋に対し現在までの状況報告がありました。

2 月 21 日には、平成 24 年度島根県町村議会議長会定期総会が松江市のタウンプラザしまねで開催され出席をいたしました。

主なる内容は、会務報告に始まり平成 24 年度議長会一般会計中間監査、平成 25 年度事業計画案及び予算案などについて審議され全会一致で可決いたしました。

また、要望決議案について、一つ、道州制に反対する要望決議、一つ、竹島の領土権確立等に関する要望決議の 2 件が提案され全会一致で決議されました。これに伴い、県内郡からも要望事項が提出され、隠岐郡からは、隠岐島の交通体制の強化と整備促進について、離島医療体制の充実強化について、今年度新たに隠岐島における高等学校の充実強化について、島根県知事へ要望書を提出いたしました。

同日の夕刻、隠岐島町村議会議長会正副議長・事務局長合同会議がレインボープラザで開催されました。

主なる内容は、島根県町村議会議長会定期総会における島群要望事項の報告と、平成 24 年度事業実績見込み及び決算見込みについて、平成 25 年度事業計画案及び予算案について協議いたしました。

2月22日には、「竹島の日記念行事」及び「平成24年度竹島・北方領土返還要求運動県民大会」が松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会の委員が参加をいたしました。

要望していました、政府に竹島対策の所管する部署を設置する願いが叶い「内閣官房領土・主権対策企画調整室」ができました。今回の行事に、初めて内閣府大臣政務官の島尻安伊子議員が出席されました。その他、各党の代表者からあいさつがありました。

ここで、溝口知事から竹島領土権確立に伴う6項目の内容の要望書を参加した島尻内閣府大臣政務官に手交いたしました。

また、記念式典では、竹島関連資料などの提供者に感謝状の贈呈があり、隠岐の島町からは、久見地区の池田邦幸さんに感謝状が贈られました。式典の終わりには、隠岐期成同盟会会長である松田町長のあいさつにより、無事式典を閉じることができました。

引き続き記念事業では、黒田勝弘産経新聞ソウル駐在特別記者・論説委員による「竹島問題に今後どう対応すべきか」と題し、講演がありました。その後、下條正男拓殖大学教授との対談がありました。

2月26日には、甲子会定例会が開催され出席いたしました。

3月1日には、議会運営委員会が開催され一般質問通告書の点検や議案付託の審査について、また、陳情書などの取り扱いについて協議いたしました。

次に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかった派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

続いて、去る12月定例会において決議されました議員提出議案について、お手元に配付しました「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

最後に、請願及び陳情などについてであります。本日までに陳情書2件、要望書1件を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の委員会に付託いたします。なお、「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」につきましては、議員の皆さまへの配付に留めることといたしましたのでご理解願います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧頂きますようお願いいたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4、行 政 報 告

「行政報告」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

「皆さんおはようございます。」

平成 25 年第 1 回・隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日この頃でございますが、議員各位におかれましては、ますますご壮健のご様子、何よりでございます。

本日は、平成 25 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を招集させて頂きましたが、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご出席を賜りありがとうございました。

本議会は、平成 25 年度一般会計及び特別会計の当初予算、平成 24 年度の補正予算、更には条例の制定及び一部改正並びに指定管理者の指定等など 38 件の諸議案を上程させて頂いております。

どうか、十分なるご審議を頂きますと同時に、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何卒よろしくお願いを申し上げます。

それでは、12 月に開催をいたしました「第 4 回隠岐の島町議会定例会」以降の私の行政報告でございますが、主な事項につきましてご報告を申し上げます。

まず、「ふるさと隠岐の島応援寄附」に関する状況につきまして、ご報告申し上げます。

ふるさと隠岐の島応援寄附につきましては、平成 20 年度が 31 件で 153 万円余り、平成 21 年度は 1 件 500 万円という大きな寄附がございまして、総数 26 件で 731 万円余り、平成 22 年度が 24 件で 225 万円、平成 23 年度が 31 件で 381 万円余りでございまして、平成 24 年度は、1 月末現在で 28 件となっております。190 万円余りのご寄附を頂いております。これを総額いたしますと、平成 24 年度末で 1,700 万円を超える状況でございますことをご報告申し上げます。この場をお借りいたしまして、改めましてご寄附を頂きました遠来の方々に感謝の意を表すところでございます。

新年度予算につきましては、引き続き図書館の図書購入の財源といたしまして、この中から 100 万円を充当させて頂くことといたしております。今後も、有効に活用させて頂きたいと存じます。

次に、竹島に關します要望活動及び「竹島の日」記念行事参加などにつきまして、ご報告を申し上げます。

先ほど、議長からもご報告がございましたが、1月23日、東京におきまして、竹島領土権確立隠岐期成同盟会といたしまして、内閣府の山本一太領土担当大臣を始め、外務省、総務省及び防衛省の各大臣並びに島根県選出の国会議員の皆様方、あるいは関係する国会議員の方々に対しまして、「竹島領土権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立」につきましての要望活動を実施させて頂いたところであります。

内容は、竹島を所管いたします組織の内閣府への早期設置、隠岐の島町に竹島問題普及啓発施設として国直轄の「竹島漁撈歴史記念館」の設置、暫定水域における漁業秩序の確立のための改正日韓漁業協定の早期締結及び国境離島における国防体制の更なる強化の4項目を重点的に要望をいたしました。

また、2月20日には、隠岐の島町長として、大田国土交通大臣、梶山副大臣、北村海上保安庁長官及び関係国会議員の方々に対しまして「隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視艇並びに船舶複数配備の早期実現」の要望を行わせて頂きました。

翌々日の22日には、松江市の県民会館におきまして、「竹島の日」記念式典が開催をされ、私も議員の皆様方や久見地区の皆様方とともに出席をいたしましたところでございます。

今回は、政府関係者といたしまして島尻安伊子内閣府政務官が政務三役として初めて出席をなさいまして、政府の取り組みの姿勢を強くアピールするかたちとなりました。ここで一つ申し上げておきますが、内閣官房に「領土・主権対策企画調整室」ができ大きく前進をいたしているのですが、これはまだ、これから内閣府にどういう形で対策室を設置するかということの前向きに検討するということでありまして、決して内閣府に設置されたということではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、政府等に対します各種要望活動につきまして、ご報告いたします。

去る、12月26日に島根県町村会といたしまして、島根県、市長会とともに内閣府、総務省、財務省及び県選出国会議員の先生方に対しまして、国の大型補正予算に対する要望活動を行っております。

1月17日には、全国離島推進協議会といたしまして、関係国会議員及び府省等の各幹部に離島振興政策推進のための予算要望活動を行いました。

このほか、18日の土地改良要望活動、21日の土木協会要望活動、25日の交付税要望活動及び2月22日には林野庁に対し要望活動などを行い、新政府、関係機関に対しまして予算要望活動等を実施させて頂いたところであります。

次に、消防出初式につきましてご報告を申し上げます。

新春恒例の消防出初式を去る1月6日に開催し、消防団員等関係者約400名の参加により総合運動公園で通常点検、隠岐島文化会館で多数のご来賓の皆様方のご出席を賜り式典を開催させて頂いたところであります。

その後、役場前で消防車15台と隠岐島消防署のはしご車によりまず一斉放水が行われ、見物に訪れた多くの町民の皆さん方を前に大きなアーチが描かれたところがございます。

次に、「地域資源を活かした防災シンポジウム in 隠岐」につきまして、ご報告を申し上げます。

去る、2月3日に隠岐の島町ふれあいセンターにおきまして、緑のコンビナート推進協議会主催による、地域資源を活かした防災シンポジウム in 隠岐が、約60名の皆様方のご参加を頂き、開催をさせて頂きました。

この事業は、国土交通省の離島活力再生支援事業の一環といたしまして開催をされたものであります。東京にございますシステムインテグレーション株式会社の多喜社長様によりまず「大震災後の復興と新しいビジネスモデル」と題した基調講演を頂きました後に、私も含めた4名によりまず防災・自然・環境・ビジネスなどのテーマについてパネルディスカッションを行いました。町の防災に地域振興を加えた新しい取り組みであり、地域資源の有効活用を考える良い機会になったのではないかとこのように思っております。

次に、池田新副町長就任につきまして、ご報告を申し上げます。

去る2月6日に開催させて頂きました第1回議会臨時会におきまして、1月から空席となっておりました副町長の選任同意を頂き、翌日の2月7日から池田高世偉副町長が就任をいたしたところがございます。また、後任の農林水産課長には、佐々木千明総務課長補佐を昇任させ、年度末の忙しい時期ではございましたが一生懸命、今、取り組んでおりますのでよろしく願いいたします。

次に、歯科医師の交代につきまして、ご報告を申し上げます。

平成24年4月から赴任して頂きました、五箇歯科診療所及び都万歯科診療所の山崎先生が、4月から島根大学医学部へ帰られます。3月末日をもちまして退職をされることとなりました。

山崎先生には2か所の歯科診療所長を兼務しての歯科診療はもとより、隠岐の島町の歯科保健行政全般にわたり多大なご尽力頂きました。改めまして山崎先生の今後のますますのご活躍をお祈りいたしたいと存じます。

後任の人事につきましても、島根大学医学部歯科口腔外科学講座のご協力によりまして派遣を頂くことが既に決定をいたしまして、去る、2月14日に面談をさせて頂き採用を内定さ

せて頂いたところでございます。

引き続き、五箇歯科診療所所長及び都万歯科診療所所長への就任のお願いをし、承諾をして頂いたところでございますので併せてご報告を申し上げます。

次に、第2回隠岐の島町職員採用試験について、ご報告申し上げます。

人事の関係から4月1日採用の職員を1名追加する必要が生じたことから、第2回目になります。職員採用試験を実施させて頂きまして、2月3日に受験者数22名で第1次試験を行い、2月24日に第2次試験を実施させて頂きました。

その結果、一昨日3月4日に一般事務の合格者1名を発表させて頂きました。

これで、4月1日の新規職員採用者は、一般事務4名、土木職1名、保育士1名の計6名となる予定でございます。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、12月の定例会以降、私の出席をいたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照頂きたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（池田信博）

以上で、「行政報告」終了です。

日 程 第 5、町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

番外（町長 松田和久）

平成25年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政の基本方針について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年12月議会定例会におきまして、町長3期目就任につきましての所信表明をさせて頂きました。その中で、今後の“まちづくり”に次の三点を掲げ取り組んでまいることを表明いたしましたところでございます。

第一点目は、「地域の資源を活かした仕事づくりと観光のまちづくり」、二点目は、「みんなが安気に暮らす福祉のまちづくり」、三点目は、「子育て支援と人材育成のまちづくり」でございます。

また、行財政改革の取り組みを始めとして、加速をいたします少子高齢化、低迷する地域経済、更には、地震・津波の大災害に対します対策の強化など、まだまだ多くの課題が山積

をいたしており、引き続き全力を傾注して取り組んでまいらなくてはならないと、このように考えているところでございます。

これらの取り組みの実現のためにしなければならないことは、まず、地域経済の活性化を図り、地域に元気を取り戻すことであると考えております。

長引く円高・デフレ不況、東日本大震災など、我が国を取り巻く経済環境の悪化は、地方財政にも一段と厳しい影響を与えているところでございますが、政府、日銀によります大胆な金融緩和、機動的な経済対策により、我が国の経済の先行きには、明るさも少しは見えてくるのではないかと期待を申し上げているところであります。

次に、しなければならないことは、隠岐の島町の良さをもっと多くの人に発信し、定住あるいは訪れてもらうために関心を持って頂くようにすることではないかと、このように考えております。

そのためには、職員全員が積極的にまちの情報発信に努めてまいりますとともに、町民の皆様方にも本町の良さを情報発信して頂くことで、全国、そして世界にアピールして行きたいものだと考えております。

新年度は、改正離島振興法がスタートする年でございます。就業促進、介護サービスの確保、人材の確保・育成等が基本方針に掲げる事項として新たに追加され、また、離島の活性化に資する事業を推進するための離島活性化交付金等事業計画が新たに規定をされますとともに、産業、生活、防災等定住を支える各般にわたる改正がなされるなど、ソフト施策等に関して新たな追加がなされることとなったところでございます。

このことにより、離島の自立発展が促進され生活の安定及び福祉の向上が図られるとともに、地域間交流の促進、定住の促進を図ることが以前にも増して推し進められることと思えます。

また、新年度は私にとりまして3期目の新たなスタートの年度でありますので、諸課題の解決に向けて、行財政改革や財政健全化を一層図りながら、誰もがこの島に住んでよかったと思える“夢と希望のあふれるまちづくり”を目指し、各種施策を積極的に展開してまいりたいと存じます。

それでは、平成25年度の町政運営につきまして、特に重点的な取り組みについてご説明申し上げます、本町が置かれております状況をご理解頂き、ご協力をお願い申し上げます次第であります。

始めに、財政状況と財政健全化に向けました取り組みについて申し上げます。

本町の財政状況は、行財政改革の取り組みの成果から財政指標が少しずつ改善をされてまいりました。

単独施策としての経済対策事業も実施をし、景気低迷といわれる中で、町税 14 億円を何とか維持していることは、一定の評価ができるのではないかと考えているところであります。

しかしながら、これ以上の自主財源の確保につきましては、いささか厳しい状況にあるのではないかと、このように思っておるところであります。

昨年末の衆議院選挙で政権が交代し、新政府は、総事業費で 20 兆円を超える大型補正予算を組み、成長戦略と財政政策、金融政策の“三本の矢”を組み合わせることで、長引くデフレから脱却する考えを示されております。

また、地方に対しましては、国家公務員の給与削減を地方公務員へも反映させることで、平成 25 年度当初予算で、臨時財政対策債を含めた地方交付税額を今年度と比較いたしますと、概ね 3,000 億円の削減がなされる、こういったことをいたしております。

ここ 10 年来におよび、早々と行財政改革に取り組んでまいりました我々地方におきましては、何かしらの矛盾を感じながらも、今後、更に厳しい財政運営を強いられることは間違いないものと思っておるところであります。

本町は、こういった状況にありながらも一定の行政サービスを維持できるように、また、地方交付税の特例加算がなくなってまいります平成 27 年度以降のことも考慮しながら、引き続き慎重な財政運営を進めてまいらなくてはならないとこのように考えております。

本町の新年度予算におきましては、一般財源ベースで今年度予算額以下を原則とし、地方債の発行額については、償還額を上回らないことを前提に予算編成させて頂いております。

一方では、国の大型補正予算事業への取り組みや「まちの経済対策」、「まちの活性化」を視野に入れた事業も取り入れ、歳入・歳出のバランスを考慮いたしました編成になっております。

その結果、一般会計の予算規模は今年度とほぼ同額となっておりますが、投資的経費においては、今年度当初予算額と比較いたしますと 6.5 パーセントの伸びとなっております、積極的な予算編成になったのではとこのように考えております。

次に、行財政改革の取り組みについてでございます。

新年度は、平成 22 年度からの 5 か年間を計画期間とする第 2 次行財政改革実施計画の後半にあたる年度でございます。

今後、総合振興計画を始め、各種計画のビジョンを実現するために、また、来るべき交付

税の一本算定に備え、安心して暮らせる公共サービスを維持して行くためにも、大綱に掲げました「公共サービスの改革」、「行財政運営の改革」、「財政構造の改革」の3つの改革を実現すべく、具体的な取り組み内容やスケジュールを明らかにした実施計画に沿って、引き続き行財政改革に取り組んでまいり所存であり、引き続き議員各位のご理解、ご支援をお願いする次第であります。

それでは、重要課題への取り組みについてご説明を申し上げます。

最初に、産業の振興と経済対策についてであります。

産業の振興につきましては、農林水産業の一体となりました取り組みにより地域食材を活かした産物の第6次産業化を進め、引き続き第1次産業の再生と地域産業の活性化に向けた積極的な取り組みが喫緊の課題ではないかと考えております。

まず農業では、引き続き水田農業を核といたしました担い手の育成、経営安定に努めてまいることは申すまでもありませんが、持続可能な力強い農業を実現するためには新規の青年就農者の対策といたしまして、経営安定に向けての支援を中心に農業法人における雇用の促進、集落営農組織への推進及び法人化等、人材育成への支援に取り組んでまいり考えてございます。

特に、今年度からの2か年で実施をしております地域農業マスタープランづくりに引き続き取り組みさせて頂き、農地集積を加速化させ、農業の競争力と体質強化を図ってまいりますとともに、農地の有効利用及び耕作放棄地や遊休農地の解消等に向け積極的に取り組んでまいります。

農業施設の整備にあたりましては、圃場整備地区の用排水路及び農道の維持管理から老朽ため池の整備など、積極的に実施をしてまいりますとともに、将来に向けました農業用水のパイプライン化にも取り組み、維持管理の節減及び生産性の向上に努めてまいります。

次に、林業では木材の生産拡大と隠岐産材を活用した住宅の新築、改築に対する補助事業の継続などによります木材需要の拡大及び特用林産物の振興を図り、森林資源の有効な活用を進めてまいりたいと思います。

また、一昨年、紀伊地方で見られた豪雨災害に象徴されるように、森林の適正な保全管理は住民の皆様の安心安全の生活には欠かせない施策であります。

このため、従来の短伐期の柱材生産に長伐期の特殊材生産を加えた複合林業経営への移行を促しながら、森林の土砂災害防止機能を高めてまいります。

併せて、放置された間伐材等の新たな有効活用策として期待されます木質ペレットの普及

について、製造施設建設に向けた検討に併せ、シンポジウムの開催等啓発活動にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、「隠岐産原木しいたけ」のブランド化に向け、山間部の遊休地を含めクヌギ、ナラ等の原木林を拡充し、不足いたします原木を確保するための新たな支援制度の創設により、しいたけ原木の循環型利用を確立してまいりたいと思います。

畜産業では、繁殖牛の更なる増頭を目指し、豊かな自然環境や森林環境を活用した牧野整備を行うとともに、自給飼料の確保のための飼料用米の生産、飼料用稲の生産体制の強化及び栽培支援に取り組み、米作農家や畜産農家との耕畜連携により、安定的な飼料の確保に努めてまいりたいと思います。

さて、漁場の入会化や近年の温暖化から、年々厳しい環境下でございます水産業についてでございますが、新たな担い手の確保・育成のため新規就業者の受け入れ体制の整備、特色ある水産物の加工などにより安定収入を確保してまいりますための漁業経営を支援してまいりますとともに、アワビやマダイの種苗放流、ブランド化を進めております「隠岐いわがき」の養殖の安定化及び品質の向上を図り、販売促進にも努めてまいります。

農林水産物の活用につきましては、「隠岐の島町産品ブランド化・販路拡大推進会議」におきまして、品質の統一化、販路拡大及び加工場の実現に向け取り組んでまいりますとともに、今年度に市場開拓に努めてまいりました“さざえ”に続き、新年度は新たな産品の都会地ルートを積極的に開拓してまいりたいと思います。

また、新たな取り組みといたしまして、隠岐水産高等学校との連携の下、新たな水産加工品の開発、販路拡大のためのPR活動を行ってまいりますとともに、将来的には、隠岐水産高等学校に特化したブランド加工品を製造できる施設の整備につきましても努めてまいり所存でございます。

次に、雇用対策につきましては人口の自然減は著しく、定住人口増加のための雇用の場の確保は本町におきまして喫緊の課題であると、このように認識をいたしております。

新年度におきましては、新卒生徒を採用した地元企業に対しまして補助金を交付する制度をスタートさせ、町で働く意欲を持った若者の新たな雇用と定住促進に努めてまいり所存でございます。

また、経済情勢の悪化による雇用、失業者対策につきましては、国・県の補助制度の活用や町の単独事業と合わせまして雇用の確保に努めてまいります。

景気の低迷が続く中、本町の経済対策につきましては「ひと・もの・かね」の循環の潤滑

化こそが喫緊の課題であると認識し、雇用対策も含めての対策を実施してまいります。

公共事業につきましては事業実施計画に基づき、優先度、緊急性を考慮しながら“まち”の景気対策、経済活性化を視野に入れ事業展開を図ってまいりたいと思います。

次に、観光振興への取り組みについてでございます。

長引く経済不況の中で離島の観光は割高感が払拭できない状況にあり、入込客数にも大きな変化は見られず依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、本年1月に全国公開されました映画「渾身」のロケ地巡りなど新たなコンテンツの活用や、「第4回日本ジオパーク全国大会」、「全国河童サミット」などの開催をとおしまして、本町の持ち味であります人情味あふれる“もてなし”や、きめ細かい情報提供により観光客を迎え入れる体制づくりに努めてまいりますとともに、独自の観光資源の更なる充実と、宿泊施設を始めとする観光関連施設等の充実にも努めてまいりたいと存じます。

島の魅力ある観光の情報発信を行い、隠岐の知名度アップを図ってまいりますとともに、引き続き名古屋空港からのチャーター便の運航や、新たな地域からのチャーター便運航の実施に向けた誘致活動を行い、今年度を上回る入込客数を目指して積極的に取り組んでまいり所存であります。

また、「松江・境港・隠岐観光振興協議会」や「ジオパーク推進協議会」など関係団体との連携を密にいたしながら、地域の貴重な観光資源を活かした着地型観光商品の造成、受け入れ態勢の整備など、魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと思います。

次に、交通網の整備についてでございますが、引き続き生活バス路線の維持・確保、隠岐航路の安定運航、航空機の利用促進など町民の皆様方の生活路線の整備に努めてまいり所存でございます。

生活バス路線の運行につきましては、年々利用者数が減少している状況にございますが、高齢者を始めとする交通弱者にとりまして唯一の公共交通機関であることを念頭に置きながら、利用者の利便性の向上に向けまして更に取り組んでまいりたいと思います。

隠岐航路につきましては、本土地域に比べ割高な航路運賃の改善など、島民の皆様の主たる交通手段でございます離島航路の課題につきまして、これは隠岐だけの問題ではございません。全国離島振興協議会や離島自治体と協力しながら、引き続き国に積極的に働きかけてまいりたいとこのように考えております。

また、隠岐汽船株式会社に対しましては、航路の安定確保とサービスの向上に向けた努力

を要請してまいりたいと思います。

超高速船レインボーの後継船レインボージェットにつきましては、隠岐広域連合が事業主体となり船体の改修整備や指定管理スキームの構築など、平成26年3月の就航に向けた準備を今進めさせて頂いているところでございます。

航空機の利用促進の取り組みにつきましては、航空業界を取り巻く情勢は依然として厳しいものがございます。出雲便、大阪便ともに目標値に近い搭乗率を確保しておりますが、引き続き路線の維持に努めてまいりる覚悟でございます。

夏季ジェット便につきましては、町民の皆様方を始め関係者のご尽力によりまして、新年度も運航が既に決定をいたしております。島根県を始め関係団体との連携を図りながら利用促進の対応を行い、将来の東京羽田路線の実現を視野に入れ、今年度を上回る、そのために搭乗率の確保が必要であり努力をしてまいりたいと考えております。

次に、地域医療・地域福祉についてご説明を申し上げます。

地域医療につきましては、隠岐病院の医療機能が整備され、隠岐医療圏の中核病院にふさわしい体制が整備されたところでございます。今後は、安定的な医療サービスの提供ができます体制づくりを図ってまいります上で、運営方式の見直しや検討も進めていかななくてはならないとこのように考えております。

医師や看護師等の医療従事者の不足につきましては、全国に共通する深刻な問題となっております。本土地域でも更に厳しさが増していると考えておりますが、医師招へいにつきましては、引き続き、県及び隠岐広域連合と連携を図りながらあらゆる医師の情報を収集し、更なる努力を傾注してまいりたいと考えております。

また、医療従事者の確保につきましては、関係大学や専門学校の地域推薦入学制度を活用してまいりますとともに、県立大学と連携のもとでの地域医療を目指す看護師の育成など、地域医療を担う地域医療従事者の人材育成とその確保に努めてまいらなくてはなりません。

診療所の運営につきましては、依然厳しい経営状況が続いていますが、本町におきましては高齢化が進む中、町民の皆様方の「かかりつけ医」としての役割を担うとともに、予防医療に努め、健康で安全・安心して暮らせるよう、町立診療所としての体制を維持しながら今年も運営に努めてまいりる考えであります。

保健事業につきましては、医師・保健師・栄養士が一体となり、地域に密着した保健指導に取り組み、町民の皆様方の健康の保持増進を図ることによりまして、少しでも医療費の削減に向けた、そういった取り組みが肝要であります。

次に、地域福祉につきましては、総合振興計画の基本目標であります「みんなで支えるやさしい福祉のまち」の実現を目指し、新年度から5か年間の新たな「隠岐の島町地域福祉計画」を策定いたします。

町民の皆様、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員の方々と協力して取り組むことで、地域の実態に即したきめ細やかな対応による総合的な地域福祉の実現に努めてまいりたいと思います。

障がいのある方への支援につきましては、改正されました「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づきまして、障がいのある方々が自立した日常生活・社会生活を営むことができますよう地域の特性や利用者の状況に応じ、障がい福祉サービス、地域生活支援事業などを総合的に実施してまいりたいと存じます。

高齢者への支援につきましては、高齢者の方々が安心して地域で暮らし続けられる地域包括ケアを実現してまいりますため、新たに介護予防、日常生活支援総合事業に取り組みたいと思います。地域の力の活用によりまして、途切れることのない適切なサービスを効果的に提供できますよう各種の事業を展開してまいります。

子育て支援につきましては、昨年8月に公布され一部施行されております「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための、調査・検討をしてまいりたいと思います。

喫緊の課題となっております少子化対策につきましては、本年度に引き続き、子育て支援を行い、少子化対策につなげられるよう検討してまいりたいと思います。

生活困窮者の方々への支援につきましては、国が行います保護基準や保護制度の見直しに基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障してまいりますとともに、自立を助長するように支援してまいります。

次に、安全・安心で快適な“まちづくり”についてでございます。

まず、災害対応につきましては、島根県地域防災計画の修正を受けまして本町の地域防災計画の見直しを行い、地域の安全・安心の確保のため、自治会組織・関係機関との連携強化を図りながら、地域における防災組織化の推進を含めた説明会、避難訓練、更には研修会の開催など、引き続き防災体制の確立並びに災害対策の強化に努めてまいる所存であります。

更に、災害対策の一環として、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業並びに津波に対する避難場所の整備などの防災施設の整備を引き続き推進してまいります。

道路整備につきましては、住民の皆様方の安全と安心を基本とした町道整備を進めてまい

りますとともに、国道・県道につきましても改良事業を推進してまいりたいと思います。

公営住宅につきましては、管理代行制度の導入によりまして、新年度から公営住宅の維持管理の効率的な運営を進めるとともに、町民生活の安定と社会福祉に貢献できる住宅の整備を推進してまいりたいと思います。

上水道の整備につきましては、町民の皆様方に安心・安全な水道水をお届けできるよう引き続き努めてまいりますとともに、近年の水質の悪化や管理基準の強化などにも対処できる新たな施設整備を推進してまいります。

下水道の整備につきましては、快適な住環境の形成及び公共用水域の水質保全を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ってまいりますため、引き続き公共下水道事業、集落排水事業等を推進し、整備エリアの拡大に併せまして接続促進の普及啓発に努めてまいりたいと存じます。

清掃センターを始めとしたごみ・し尿処理施設につきましては、適正な運転に努めてまいりますことはもとより、計画的、かつ、効率的に定期整備工事や基幹的設備の更新を実施いたし、老朽化が進みます各施設の延命化に取り組んでまいります。

次に、人材育成の取り組みについてでございます。

ふるさと隠岐を愛し誇りに思う“隠岐びと”の心を育て、本町が将来にわたりまして継続的に発展してまいりますために、教育、医療、福祉及び産業などあらゆる分野で、多彩な人材育成を展開することが今求められているかと思えます。

学校教育におきましては、生きる喜び、学ぶ楽しさを通しまして、一人ひとりの生徒の可能性を开花させ、社会の一員といたしまして自立して生きて行くことができる子ども達を、学校・家庭・地域と連携して取り組んでまいります。

社会教育におきましては、隠岐の自然環境や歴史・伝統文化の素晴らしさを再認識し、隠岐で生活することに喜びや誇りを感じ、本町の将来を託すべき人材を育成してまいりますため、学校・家庭・地域の連携のもとで学社融合の教育を推進し、ふるさとを愛する子ども達の育成に努めてまいりたいと存じます。

また、島内外の人材や情報を広く活用し、それぞれの分野において地域を担うリーダーの養成に努めてまいりたいと思います。

次に、改正離島振興法に対します取り組みについて申し上げます。

離島振興法は、昭和28年に10年間の時限立法として施行され、以後10年毎に所要の改正がなされ延長されてまいりましたが、平成25年4月より新たな離島振興法として施行される

ことはご案内のとおりであります。

全国の離島は、我が国の領土や自然環境の保全、海洋資源の利活用など重要な役割を担っております。しかしながら、離島は、依然として医療・福祉等の生活環境面において低位であり、また、平成17年と平成22年の国勢調査を比べて見ますと、人口につきましても全国の過疎地域が平均7パーセント減、全国の離島は9パーセントも減という厳しい状況であります。本町の場合も調べて見ますと、この17年度と比較しますと8.2パーセントの減になっているとのことであります。

新離島振興法は、財政状況の脆弱な離島市町村にとりまして極めて重要な制度でございます。今後、これらの諸課題の解決に向けまして、予算が反映されるように関係団体と連携をして要望活動を強めてまいらなくてはとこのように考えております。

次に、竹島領土権の確立への取り組みについてでございます。

昨年4月11日には、「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と「竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議」の開催により「竹島問題の早期解決を求める東京大会」が憲政記念館で開催され、政府関係者、国会議員、県関係者及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会など隠岐の関係者も含め700人の出席があり、竹島問題を国の内外に向けて強くアピールすることができたかと存じます。

しかしながら、昨年8月に、李明博韓国大統領は日本政府の中止要請にもかかわらず、竹島に上陸いたしました。尖閣諸島の問題も含め、これらのことが今まで無関心でございました日本人の領土問題に対する関心を高めてきたことにつきましては、間違いのないところであるかと思えます。

このような中、政府は2月5日、海洋政策・領土問題担当の山本一太大臣が竹島を含め領土問題を所管する組織といたしまして、「内閣官房領土・主権対策企画調整室」を新たに設置したことを発表いたしました。

このことは、島根県と竹島領土権確立隠岐期成同盟会が連携をし、長年要望していたことでありまして、大きく前進をみたことには間違いございません。

今後は、竹島対策本部の内閣府設置を始め、竹島問題や国境離島が果たしている役割を啓発する国の施設を本町に設置することや、国内外へ向けた広報啓発活動などの取り組みが積極的に展開され、竹島問題の早期解決につながるよう、引き続き、国当局に対し強く要望してまいりたいと考えております。

また、近年、山陰沖日本領海内での近隣諸外国漁船の違反操業や北朝鮮船籍と思われる漁

船の漂流・漂着など、地元島民の不安の声は強まるばかりであります。このことから、私は本年2月に国境の島として「隠岐海上保安署体制の充実強化と大型巡視艇並びに船舶複数配備の早期実現」に向けて、国土交通大臣、海上保安庁長官及び関係する国会議員の皆様方に強く要望をしまいたところでございます。

このことは、竹島の領土権確立及び漁船の安全操業にも大きく関わることでありと考へておりますので、今後もあらゆる機会を通しまして要望活動に取り組んでまいりたいと考へております。

最後に、町税等の徴収率の向上及び滞納対策についてでございますが、徴収対策会議並びに地区徴収班活動の一層の強化を図りながら各税料金の関係部門の連携を密にし、引き続き全庁体制での徴収強化に取り組んでまいります。滞納者に対しましては、徹底した法的処分を実施し、負担の公平性の確保と徴収率の向上を図ってまいる考へであります。

また、町税等の期限内納付につきて意識の高揚を図ってまいりますとともに、時間外納付窓口の開設や納付相談等を通じまして、早期の滞納防止につながるよう迅速な対応に努めてまいる所存であります。

以上、平成25年度の町政運営の基本的な私の考へ方、重要課題等の取り組みについてご説明を申し上げましたが、改めて議員各位を始め、町民の皆様方のご理解とご支援を賜りますようによろしくお願ひ申し上げます、私の施政方針にさせていただきますと思ひます。

議長（池田信博）

以上で「町長の施政方針」を終ります。

ここで、10分間の休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時43分 ）

議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時53分 ）

日 程 第 6、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第3号「平成24年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分について」から諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの38件を一括して上程いたします。

日 程 第 7、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました 38 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日、ご提案をさせていただきました諸議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、承認第 3 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分について」であります。

2 月 8 日、学校給食センターの蒸気ボイラーが破損し調理業務ができなくなり、その早期復旧のため専決をさせて頂いたものであります。歳入歳出予算の補正額は、600 万円の追加でありまして、補正後の予算額を 157 億 5,458 万 5 千円としたものであります。

次に、議第 10 号の「平成 24 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 8 号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は、4 億 1,178 万 3 千円の追加でありまして、補正後の予算を 161 億 6,636 万 8 千円とするものであります。

今回の補正につきましては、国の大型補正による緊急経済対策事業を実施するための増額補正と各事業の確定によるものであります。

財源につきましては、国・県補助金等の特定財源及び各事業に町債を充当することに伴う補正であります。

繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」のとおり、「養護老人ホーム百寿荘改修事業」、「岬牧野整備事業」、「鮮魚運搬船建造事業」等、また、国の緊急経済対策によります諸事業におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、総額で 9 億 7,000 万円余りを計上いたしております。

また、地方債の補正につきましては、「第 3 表地方債補正」のとおり、歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第 11 号の「平成 24 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、779 万 2 千円の追加でありまして、補正後の予算額を 4 億 5,184 万円とするものであります。

補正の内容は、移転補償工事及び布施地区簡易水道改良事業におきまして、不用額が生じたので減額補正し、国の大型補正によります緊急経済対策事業としまして、近石簡易水

道統合整備事業を促進するための増額補正をするものであります。

この財源につきましては、国庫支出金及び繰入金などを増額し、地方債及び移転補償費などを減額するものであります。

繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」のとおり、国の緊急経済対策におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、2,330万円を計上いたしております。

次に、議第12号の「平成24年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は、3億3,501万5千円の追加でありまして、補正後の予算額を13億2,410万9千円とするものであります。

補正の主な内容は、西郷地区公共下水道施設整備事業及び大久地区漁業集落排水施設整備事業をそれぞれ増額補正するものであります。

この財源につきましては、国・県補助金、公共下水道事業債及び一般会計繰入金であります。

繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」のとおり、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、全額を計上しております。

次に、議第13号の「平成24年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

国の大型補正によります緊急経済対策事業を、上水道事業も有木浄水場の整備事業で実施いたしますことから、国庫補助金及び一般会計からの補助金を資本的収入としまして、1億3,500万円を計上いたしております。

次に、議第14号の「隠岐の島町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」及び議第15号の「隠岐の島町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の2議案につきましては、町長、副町長及び教育長の給料月額を引き続き減額するものであります。

減額措置の期間は、本年4月1日から来年3月31日までの間でありまして、内容につきましては、減額率を2分の1緩和し、町長7.5パーセント、副町長5パーセント、教育長5パーセントを、それぞれの給料月額から減額するものであります。

次に、議第16号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」及び議第17号の「隠岐の島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の2議案につきましてご説明をいたします。

4月1日の役場機構の改革によりまして、「水道課」と「下水道課」を統合し、新たに「上下水道課」を設置いたしますことから改正をするものであります。

なお、「上下水道課」は、従来の水道課事務所での設置となります。

次に、議第18号の「隠岐の島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、議第19号の「隠岐の島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議第20号「隠岐の島町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例」、議第21号「隠岐の島町デイサービスセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び、議第22号「隠岐の島町介護給付費などの支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例」の5議案につきましては、「障がい者自立支援法」の名称が「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に平成25年4月1日から改正されることに伴い、法令を引用している部分の一部改正が必要となったものであります。併せて、「障害」の「害」の字の表記をひらがなに改めるものであります。

次に、議第23号の「隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例」につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、同法に係わる部分を削除するものであります。また、障がい者自立支援法の名称が変更されますことから、関係条項の法律の名称などを変更する改正であります。

次に、議第24号の「隠岐の島町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準と建築物の建築面積割合に関する基準を定めるために改正するものであります。

次に、議第25号の「隠岐の島町新型インフルエンザ等対策本部設置条例」につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が、平成24年5月11日に公布され、1年以内に施行される予定でありまして、これに伴い町としての対応を明確にするため新たに条例を制定するものであります。

次に、議第26号から議第28号につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、自治体での条例整備が必要となったものであります。

議第26号の「隠岐の島町町道の構造の技術的基準等を定める条例」につきましては、町道の構造に関する技術的基準を各自治体で定める必要が生じたため新たに制定するものであり

ます。

議第 27 号の「隠岐の島町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」につきましては、準用河川の構造基準を各自治体で定める必要が生じたため新たに制定するものであります。

議第 28 号の「隠岐の島町の都市公園に係る移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」につきましては、都市公園内に設置する特定公園施設のバリアフリー化を図る条例を定めるものであります。

次に、議第 29 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。本年度の事業として実施いたしました、隠岐古典相撲開催事業他 4 件について、その財源に過疎対策事業のソフト債を充当することといたしましたので、同計画の変更について議決を求めます。

次に、議第 30 号の「町道路線の認定、変更及び廃止について」をご説明いたします。

今回認定する西郷 290 号線は、隠岐病院敷地内への進入路を認定するものであります。

次に、中条 274 号線及び都万 201 号線は、国道及び県道の改良に伴い、県より引き受けることとなった路線でありまして、今後、町道として管理して行くために認定するものであります。

次に、変更する路線であります。磯 240 号線は、町道間で重複している区間を解消するために変更するものであります。

次に、都万 79 号線、都万 81 号線、都万 84 号線、都万 85 号線、都万 86 号線については県道西郷都万郡線道路改良に伴い、起終点を変更するものであります。

次に、都万 80 号線につきましては、都万地内の向山川改修に伴い、廃止するものであります。

次に、議第 31 号の「指定管理者の指定について」をご説明いたします。

隠岐島油槽所の指定管理につきまして、株式会社あいらんどを指定管理者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めます。

今回の指定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

続きまして、議第 32 号から議第 45 号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成 25 年度の当初予算についてであります。

まず、議第 32 号の「平成 25 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、事業計画に沿った真に必要な事業を見極めながら、“まち”の景気対策、活性化を視野に入れた事業を取り入れるなど、当初予算額を歳入歳出それぞれ 150 億 8,000 万円といたしております。

まず、歳出予算の概要でございますが、議会費におきましては、議員数が定数の 16 名になりましたことによりまして、増額となっております。

総務費におきましては、高校新卒者の地元企業への就職を促進するための事業や竹島関連事業費を増額し、取り組みを強化してまいります。

また、都万支所の空調施設の更新事業などを計上しております。

民生費では、障がい者福祉サービス事業、生活保護扶助費、私立保育所運営費の他、認定子ども園の運営費、隠岐広域連合が実施いたします仁万の里建設事業の負担金等を計上し、労働費につきましては、県の補助事業を活用し新たな雇用の場の確保や町の単独事業として環境整備事業を展開してまいります。

衛生費におきましては、隠岐病院の負担金、各診療所の繰出金、出産助成金や不妊治療の助成、上水道及び簡易水道会計の繰出金などを計上しております。

農林水産業費では、引き続き町産木材活用事業を展開することといたしまして、住宅の増改築に町産の木材を活用することを条件に一定の補助をする経費を、また、岬地区の牧野整備事業なども予算計上いたしております。

商工費につきましては、町所有の観光施設に不具合な箇所が目立つようになりまして、これらの修繕や機器の更新経費を計上しております。

土木費につきましては、町道中町中条線改良事業、宮の前団地建設事業などの予算を計上いたしております。

消防費につきましては、消防本部整備事業及びデジタル無線化事業などの隠岐広域連合への負担金や防火水槽の設置費などを計上いたしております。

教育費につきましては、中条小学校耐震改修事業、世界ジオパーク登録を目指し、精力的に活動するためジオパーク推進協議会負担金などを計上いたしております。

次に、歳入予算の概要であります。町税につきましてはたばこ税の県と町の配分率の変更などで各税目におきまして、若干の増を見込み、前年度比 3 パーセントの増額予算を計上したところであります。

地方交付税につきましては、政府が、国家公務員の給与削減分を地方自治体の職員給与に

も反映させるよう地方交付税の減額を予定しておりますので、その影響額等を考慮し、2.1パーセントの減を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、公営住宅使用料、隠岐島油槽所使用料、ごみ処理手数料等の収入を予算計上いたしました。

国庫支出金につきましては、道路橋梁費補助金や小学校補助金の伸びにより、昨年度と比較し14パーセントの増額となっております。

県支出金につきましては、社会福祉費負担金や農業費補助金の伸びにより、9.9パーセントの増額となっております。

町債につきましては、公共事業費等の財源となる町債及び臨時財政対策債を計上いたしております。

また、地方債の予算は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入れの最高額を30億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第33号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ19億9,250万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約0.5パーセントの減額となっております。この主な要因といたしましては、被保険者の減少等による保険給付費の減額及び人件費が減額になったことによるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費等の一般管理費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び保健事業費等を計上いたしました。

歳入予算では、国民健康保険税、国・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第34号の「平成25年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,520万円といたしております。予算総額は、前年度比で約2.6パーセントの増額となっております。この主な要因といたしましては、医療用機器購入費等によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療用機器の購入費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として病院事業債、県支出金、繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 35 号の「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 4,860 万円といたしております。予算総額は前年度比で約 2.6 パーセントの増額となっております。この主な要因といたしましては、医師及び職員の人件費、医療機器の購入費等によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費及び医療機器の購入費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金、繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 36 号の「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 6,930 万円といたしました。予算総額は前年度比で約 1.0 パーセントの増額となっております。この主な要因といたしましては、医療用機器借上料の増、医療機器購入費、電話システム等の改修によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師及び職員の人件費、施設の運営費、医薬材料費、医療用機器購入費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として病院事業債、県補助金、繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 37 号の「平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 4,510 万円といたしております。予算総額は、前年度比で約 2.1 パーセントの増額となっております。この主な要因は、施設整備費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、22 か所の施設について、安定した給水を確保するための維持管理に要する経費及び起債償還金、並びに施設改良に要する経費を計上いたしております。

施設整備につきましては、油井簡易水道の水源開発事業及び都万目簡易水道の改良事業や、上水道事業との事業統合に伴います近石簡易水道及び歌木簡易水道までの連絡管を整備する事業などを、実施するものであります。

また、事業統合の準備としまして、全簡易水道の資産調査を行います。

歳入予算では、給水料金、国庫補助金、繰入金、町債等を見込み計上いたしました。

次に、議第 38 号の「平成 25 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 12 億 760 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約 1.2 パーセントの増額となっております。この主な要因は、公共下水道、漁業集落排水施設などの施設整備費の増額によるものであります。

歳出予算の主なものは、総務費では、公共下水道施設を始め、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等、16 の集合処理施設と個別処理施設であります浄化槽の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、中町栄町地区などの管路布設工事費、中町西町地区などの管路詳細設計委託料、大久地区の処理場建設と管路布設工事費、五箇地区の基本設計などの委託料を計上いたしました。

歳入予算では、下水道使用料、受益者分担金、国・県補助金、町債等を見込み計上いたしました。

ここで、水道事業のところで、事業統合の準備といたしまして、とありますが、この水道法が改正になります 28 年から、上水道区域の 10 キロ圏内にある簡易水道を上水道にする、要するに料金会計にするということであります。そのために、隠岐の島はまるい島でありますから、10 キロ圏内といたら全部の簡易水道は上水道になる、これを全部料金会計にする、企業会計にするということなのです。

これは、国にお金がないからもっと負担金を取ってやれということだと思います。例えば、他の地域は、本土のほうは 10 キロ圏内だけですから大半の地域は簡易水道でそのまま行けるわけです。しかし私たちの島だけは、そういうわけにならないわけでありまして。これは大変な問題になって来ますので、私どもは国当局に向けて、特異な状況になるということを訴えていく必要があると思いますので、その節には議会も一緒になって、これは平成 28 年でもう少し先ではあります、今から隠岐のような場合には、特例条項を認めてもらうような運動展開が、今まさに求められていることにつきましてご紹介を申し上げておきますので、その節にはよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、議第 39 号の「平成 25 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,860 万円といたしております。

予算総額は、前年度で約 4.5 パーセントの増額となっております。この主な要因は、現在工事中の第 1 駐車場が、本年 5 月頃完成予定であることから、新たに予算が必要になったものであります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費及び立体駐車場土地購入に係る JF しまねへの支払経費を計上しております。

歳入予算では、駐車料金収入を計上いたしております。

次に、議第 40 号の「平成 25 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,410 万円といたしております。

予算総額は、前年度で約 2 パーセントの減額となっております。この主な要因は、人件費の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び訪問看護に要する事業運営費であります。

歳入予算では、訪問看護にかかわる事業収入及び一般会計繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 41 号の「平成 25 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,790 万円といたしております。予算総額は前年度比で約 1.2 パーセントの減額となっております。この主な要因といたしましては、施設整備費等の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の中村診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金及び繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 42 号の「平成 25 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,060 万円といたしております。予算総額は、前年度比で約 2.8 パーセントの減額となっております。この主な要因といたしましては、医薬材料費の減額によるものであります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬

材料費等であります。

歳入予算では、一般財源として診療収入等を、特定財源として県支出金及び繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 43 号の「平成 25 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 50 万円といたしました。予算総額は前年度比で約 66.7 パーセントの増額となっております。この要因といたしましては、かぶら杉幹亀裂修復工事にかかる費用の他、財産区地元移管説明会経費等の増加によるものであります。

財産区問題につきましては、中村自治会に移管する方向で、今区長会に諮っているところでございます。

歳出予算の主なものは、管理会費及び、財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料、立木売払料の他、一般会計繰入金を見込み計上いたしました。

次に、議第 44 号の「平成 25 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3 億 5,550 万円といたしております。

予算総額は、前年度比で約 1.8 パーセントの増額となっております。この主な要因といたしましては、保険料率の改定による保険料等負担金が増額となったことによるものであります。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合への保険料及び療養給付費等の納付金、健康診査事業にかかる業務委託料等であります。

歳入予算では、保険料、保健事業補助金及び一般会計からの繰入金等を見込み計上いたしました。

次に、議第 45 号の「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてご説明いたします。

第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として、業務の予定量を定めております。

第 3 条では、経営活動に伴う取引により、発生が予定される全ての収益 2 億 8,832 万 3 千円と、それに対応する費用 3 億 477 万 9 千円を計上いたしております。

第 4 条では、安定した給水サービスを提供・維持するため、設備拡充等の改良費用及び現有施設の建設に要した企業債元金償還金の支出予定額 3 億 1,757 万 3 千円を計上いたしました。

第5条は、企業債の目的、限度額等を定め計上いたしております。

第6条は、一時借入金の最高限度額を規定したものであります。

第7条では、予算の執行にあたり流用の制限が考慮されるべき項目を定めました。

第8条で、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第9条におきまして、貯蔵品の購入に制限を設けました。

主な事業は、クリプト対策といたしまして、有木浄水場の高度浄水施設整備事業を、また、下水道整備や県道及び町道などの改良工事に伴う配水管移転補償費を計上いたしております。

最後に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明をいたします。

本町の人権擁護委員10名のうち、山口泰弘氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、新たに道坂博旨氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、38件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何卒慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願いを申し上げ、私から提案理由の説明に代えさせて頂きたいと思っております。

議長（池田信博）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8、新年度各会計予算案の詳細説明

「新年度各会計予算案の詳細説明」を求めます。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時31分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時31分 ）

議長（池田信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 16時55分 ）

以上で、「新年度各会計予算案の詳細説明」を終わります。

本日は、これをもって終了し、明日3月7日は、本日に引き続き、新年度各会計予算案の詳細説明及び、補正予算案についての詳細説明、質疑、討論、採決等を行います。

それでは、本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 16時55分 ）